

京都府公報

号外 第20号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	訓 令	
○京都府府税条例等の一部を改正する条例 (税務課、文化生活総務課)	3	○京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁高校教育課)	12
○京都府府税規則等の一部を改正する規則 (人事課、税務課、文化生活総務課)	7	○京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令 (税務課)	〃

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府府税条例等の一部を改正する条例（京都府条例第11号）（税務課、文化生活総務課）

1 改正の理由

令和8年度税制改正としての地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人府民税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 個人府民税に関する事項

ア 住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算することとした。（第1条（附則第4条の4の2）関係）

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第7条）関係）

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度分の個人府民税まで延長することとした。（第1条（附則第9条）関係）

(2) 不動産取得税に関する事項

ア 診療所の開設者又は管理者が医療法に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例の措置を講じることとした。（第1条（附則第13条）関係）

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第12条の4）関係）

ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第12条の4）関係）

エ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）

オ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に

係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部又は一部が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあっては、一定のものに限定した上で、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。(第1条(附則第13条)関係)

カ 長期優良住宅の普及の促進に係る法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外した上で、その適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。(第1条(附則第13条)関係)

キ 中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした。(第1条(附則第13条)関係)

ク 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした。(第1条(附則第13条)関係)

ケ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上で、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。(第1条(附則第21条)関係)

コ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上で、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。(第1条(附則第21条)関係)

サ 東日本大震災により工作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(第1条(附則第21条)関係)

(3) 軽油引取税に関する事項

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第1条(附則第15条の4の6、附則第15条の4の7、附則第22条)関係)

(4) 自動車税に関する事項

ア 令和8年4月1日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第1条(第6条、第2章第8節、第120条、附則第15条の4の8～附則第15条の4の11、附則第16条、附則第22条の2、附則第23条)、第2条～第4条関係)

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長することとした。(第1条(附則第15条の5、附則第15条の6)関係)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

令和8年度及び令和9年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講じることとした。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合エタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分の税率について、概ね100分の15(バス及びトラックについては、概ね100分の10)を重課する特例措置を講じることとした。

a ガソリン事業者又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。(第1条(附則第3条の2、附則第4条の4、附則第8条、附則第11条、附則第11条の2、附則第11条の4、附則第14条、附則第15条の4の5、附則第20条、附則第25条)関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

条 例

京都府府税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第11号

京都府府税条例等の一部を改正する条例

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

「第8節 自動車税

- 目次中
- 第1款 通則(第62条—第63条の4)
 - 第2款 環境性能割(第63条の5—第63条第3款)
 - 第3款 種別割(第64条—第70条)

条の14) を「第8節 自動車税(第62条—第70条)」に改め、「第120条」を削る。

第6条第2項第8号中「第145条第3号」を「第145条」に改める。

第2章第8節第1款の款名を削る。

第62条第1項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第62条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第62条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第63条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第63条の3の見出し並びに同条第1項及び第3項並びに第63条の4(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第2章第8節第2款及び同節第3款の款名を削る。

第64条の見出し及び同条第1項、第65条(見出しを含む。)並びに第66条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第66条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の徴収の方法等)」を付し、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(次項、第66条の4及び第67条第1項におい

て「新規登録」という。)に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割を」を「自動車税を」に、「第67条」を「第67条第1項」に、「収納計器で種別割額」を「証紙代金収納計器(次条において「収納計器」という。)で自動車税額」に、「又は種別割額」を「又は自動車税額」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項を削る。

第66条の3の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割を法第177条の12」を「自動車税を法第159条」に改め、同条を第66条の4とし、第66条の2の次に次の1条を加える。

第66条の3 収納計器による自動車税額に相当する金額の表示は、知事の指定する者が行うものとする。

2 知事は、前項の規定により収納計器の取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。

3 収納計器により表示する印影の形式は、規則で定める。

4 前3項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

第67条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の右に「同法第13条第1項に規定する」を加え、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改める。

第68条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第69条の前の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第2項第1号の規定を適用する場合において、下肢等障害者の年齢が満18歳未満であるかどうかの判定は、毎年度の賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合においては、納税義務の発生の日)現在の年齢により行うものとする。

第70条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第120条を削る。

附則第3条の2第1項第1号中「、附則第4条の4の2」を削り、同項第2号中「、附則第4条の4の2第1項」を削り、同項第3号中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第4条の4の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の4の2に見出しとして「(個人の府民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項」を「は、法附則第5条の4第1項」に改め、

同条第2項中「附則第4条の4の2第1項」を「附則第4条の4第1項」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に、「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に、「附則第5条の4の2第3項」を「附則第5条の4第3項」に改め、同条を附則第4条の4とする。

附則第7条第3項第2号中「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」を「及び附則第4条の4第1項」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第8条第2項第2号中「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」を「及び附則第4条の4第1項」に改める。

附則第9条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第11条第3項第2号、附則第11条の2第3項第2号及び附則第11条の4第2項第2号中「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」を「及び附則第4条の4第1項」に改める。

附則第12条の4中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第13条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第7項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条第8項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、同条第13項及び第16項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

17 診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が同法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域のうち法附則第11条第17項の政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で同項の政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第14条第1項中「前条第1項から第16項まで」を「前条各項」に、「附則第10条」を「附則第10条各項」に改める。

附則第15条の4の5第6項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の右に「(昭和54年法律第49号)」を加える。

附則第15条の4の6から附則第15条の4の11までを削る。

附則第15条の5の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの」に、「法第149条第1項第

3号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。第1号及び」に、「第177条の7第1項第3号イ(1)」を「第154条第1項第3号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第1項第1号の総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第15条の5第2項中「の種別割」を削り、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項第2号中「第63条の6第1項第1号ア(ア) aに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの」に、「もので法附則第12条の3第2項第2号」を「もので同号」に改め、同項第3号中「第63条の6第1項第1号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対す

る第64条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用され

るべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

附則第15条の6第1項中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「音声機能障害者」を「下肢等障害者のうち音声機能障害を有する者（規則で定める障害を併せて有する者を除く。次項において「音声機能障害者」という。）」に改める。

附則第20条中「。以下「震災特例法」という。」を削り、「附則第4条の4及び附則第4条の4の2」を「附則第4条の4第1項」に、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句」を「同項の規定中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「附則第5条の4第1項」とあるのは「附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」に改め、同条の表を削る。

附則第21条第1項中「をいう」の右に「。以下同じ」を加え、「損壊した家屋（以下この項及び次項）を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項）に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第2項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地（）」の右に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「次条において「避難指示区域」という。」を削り、「附則第51条第4項」を「附則第51条第3項」に改め、同条中同項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「農用地（）」の右に「農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）（）」を加え、「附則第51条第6項」を「附則第51条第5項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第22条の2を削り、附則第22条及び附則第23条を次のように改める。

第22条及び第23条 削除

附則第25条中「附則第4条の4の2第3項」を「附

則第4条の4第3項」に改める。

(合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年京都府条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名、第1条、第2条の見出し及び同条第1項、第3条(見出しを含む。)並びに第4条第1項及び第3項中「の種別割」を削る。

(特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例の一部改正)

第3条 特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例(平成15年京都府条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「、第3条」を削る。

第6条中「、第3条及び第4条」を「及び第3条」に改める。

附則第6項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(不動産取得税の課税免除に関する経過措置)」を付し、附則第7項及び附則第8項を削る。

(京都府府税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 京都府府税条例の一部を改正する条例(令和元年京都府条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6項及び附則第7項を削り、附則第8項を附則第6項とし、附則第9項から附則第12項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の京都府府税条例(以下「改正後の府税条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の府税条例附則第21条第1項に規定する代替家屋の取得が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋(福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋(」とする。
- 4 改正後の府税条例附則第21条第2項に規定する土地の取得が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地(福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地(」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 5 施行日前に京都府府税条例第57条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第58条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第57条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 6 改正後の府税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 7 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第1条の規定による改正前の京都府府税条例(以下「改正前の府税条例」という。)第63条の12第1項、第63条の13第1項又は附則第22条の2第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る改正前の府税条例第63条の12第3項、第63条の13第2項若しくは附則第22条の2第2項の規定による還付については、なお従前の例による。
- 9 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 10 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の府税条例附則第23条第1項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和3年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付については、なお従前の例による。
- 11 改正前の府税条例第63条の14第1項第4号、第5号又は第8号に掲げる自動車で施行日前に取得したものについて同条第1項(附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定の適用を受けた者(当該減免の措置を受けた年度における当該自動車に係る自動車税の種別割が課されなかった者であって、当該種別割が課されたとしたならば改正前の府税条例第69条第5項(附則第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の申請により同条第2項(附則第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定の適用を受けることができたと認められる理由があるものに限る。以下この項において「特定環境性能割納税義務減免者」という。)については、当該減免の措置を受けた理由に変更がないと知事が認める間は、当該特定環境性能割納税義務減免者を改正後の府税条例第69条第2項の規定に該当する自動車について同項の規定の適用を受けた者とみなして、同条第6項の規定を適用する。この場合において、同項中「前項の」とあるのは「京都府府税条例等の一部を改正する条例(令和8年京都府条例第11号)附則第11項に規定する」と、

「限り、同項」とあるのは「限り、前項」とする。
 12 第3条の規定による改正前の特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例第4条に規定

する自動車の取得で施行日前にされたものに対する自動車税の環境性能割の課税免除については、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府府税規則等の一部を改正する規則

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第20号

京都府府税規則等の一部を改正する規則

(京都府府税規則の一部改正)

第1条 京都府府税規則(昭和30年京都府規則第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、第57条の14第1項及び第57条の22」を「及び第57条の14第1項」に改め、同項第1号中「の種別割」を削り、同項第10号を削る。

第14条第2項第1号中「(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」を削る。

第57条の10の見出しを「(自動車税の納税済印)」に改め、同条中「第63条の9第2項」を「第66条の2第3項」に、「は、別記第65号の3様式」を「の様式は、別記第65号の2様式」に改める。

第57条の11第1項中「第63条の10第1項」を「第66条の3第1項」に改める。

第57条の13第1項中「第63条の10第3項」を「第66条の3第3項」に、「別記第65号の4様式」を「別記第65号の3様式」に改め、同条第3項中「別記第65号の5様式」を「別記第65号の4様式」に改める。

第57条の14第1項中「100分の1」を「100分の4」に改める。

第57条の15から第57条の22までを削る。

第58条の見出しを「(自動車税の課税免除)」に改める。

第58条の3の2第1項中「代替路線」の右に「(地域住民の生活に必要なバス路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になったため廃止された平均乗車密度15人以下のバス路線(以下この項において「廃止路線」という。)に代わるバス路線であつて、次に掲げる基準に該当するものをいう。)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 輸送目的が当該廃止路線の運行系統の運送目的と同じであること。
- (2) 当該廃止路線が廃止された日後1年以内に運行が再開されていること。
- (3) 他の路線バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道と競合しないこと。

第58条の3の2第2項中「前条第2項中」を「同条第2項中」に、「」と、同条第3項を「(次条第1項に規定する代替路線をいう。)」と、同条第3項に、「の運行の用に供されたバスの」を「(次条第1項に規定する代替路線をいう。以下この項において同じ。)の運行の用に供されたバスの」に改める。

第58条の4を削り、第58条の3の7を第58条の4とする。

第58条の3の6中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第58条の3の7とし、第58条の3の5を第58条の3の6とする。

第58条の3の4の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「別記第65号の11様式」を「別記第65号の5様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第69条第2項第1号又は第2号に掲げる自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者が、前項に定める様式による申請書を提出する場合は、次に掲げる書類等を提示しなければならない。

- (1) 次に掲げる下肢等障害者の区分に応じ、それぞれに定める書類

- ア 前条第1号に掲げる者 身体障害者手帳
 - イ 前条第2号に掲げる者 戦傷病者手帳
 - ウ 前条第3号に掲げる者 重度の知的障害の状態にあることを証する権限のある機関が発行する書類
 - エ 前条第4号に掲げる者 同号に規定する障害の状態にあることを証する権限のある機関が発行する書類
- (2) 下肢等障害者、下肢等障害者と生計を一にする者又は下肢等障害者を常時介護する者であつて当該自動車を運転するもの（次項において「下肢等障害者等運転者」という。）の運転免許証若しくは免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）又はこれらに代わるものとして知事が認めるもの
第58条の3の4中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項の規定により免許情報記録個人番号カードの提示を受ける場合には、当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下この項において同じ。）の送信を受けるとともに、当該免許情報記録について下肢等障害者等運転者が運転免許を受けている者であることを確認するものとする。

第58条の3の4を第58条の3の5とし、第58条の3の3の次に次の1条を加える。

（条例第63条第1項第6号の下肢等障害者）

第58条の3の4 条例第63条第1項第6号の規則で定める者（以下「下肢等障害者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級から4級までの各級
平衡機能障害	3級及び5級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	1級から3級までの各級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能）	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
腎臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級及び4級
小腸機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級

- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に

掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 法第34条第1項第6号に規定する特別障害者のうち18歳未満の重度の知的障害者又は18歳以上の重度の知的障害者で引き続き通院等の必要があると認められるもの

(4) 次に掲げる障害を有する者

ア 精神障害者保健福祉手帳（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費受給者番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害（以下「1級精神障害」という。）を有する者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の規定による精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者のうち国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の精神障害と同程度の障害（以下「1級相当精神障害」という。）を有する者

附則第2項第2号中「附則第13条第1項から第9項まで又は第11項から第16項まで」を「附則第13条各項（第10項を除く。）」に改める。

附則第7項中「附則第15条の4の11第1項」を「附則第16条第1項」に、「第57条の20第1号」を「第58条の3の4第1号」に改める。

別記第7号の3の2様式を削る。

別記第22号の2様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第65号の2様式を削る。

別記第65号の3様式中「環境性能割」を削り、「京都府府税事務所」を「京都府」に改め、同様式を別記第65号の2様式とし、別記第65号の4様式を別記第65号の3様式とし、別記第65号の5様式を別記第65号の4様式とする。

別記第65号の6様式から別記第65号の10様式までを削る。

別記第65号の11様式中「(第57条の21、第58条の3の4関係)」を「(第58条の3の5関係)」に改め、「環境性能

割・種別割」及び「環境性能割」を削り、「京都府府税条例第63条の14第1項の規定により減免を申請します。」を「京都府

府税条例第69条第2項の規定により減免を申請します。」に、

準中型車(5t) 中型車(8t) AT車限定(中型車・普通車) その他() を

準中型車(5t)中型車(8t)AT車限定(中型車・普通車)眼鏡等その他() に改め、

「3 現在、自動車税の種別割の減免を受けていなくても、過去に自動車取得税又は自動車税の環境性能割が減免された自動車を所有している場合は、新たに取得する自動車の自動車税の環境性能割のを削り、減免を受けることはできません。」

「種別割 月割減免」を「自動車税 月割減免」に、

種別割	円	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 45,000円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円
(□軽課 □重課)			
環境性能割	円	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 3,000千円 ×税率 %	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円
千円×税率 %			

を

自動車税	円	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 45,000円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円
(□軽課 □重課)			

に、「軽自動車税の種別割」を「軽自

動車税」に、「下記」を「下欄」に、

1 自動車検査証の写し	自動車 税の環 境性能 割	<input type="checkbox"/> 全部減免 <input type="checkbox"/> 一部減免
2 構造変更をした旨を証する書類(図面又は写真 ※) ※ 車両の前後各1枚(ナンバープレートを確認す ることができること。)及び車両内部の構造変更 を確認することができるもの1枚(計3枚)		

を

1 自動車検査証記録事項の写し(車検有効期限内のものに限る。)

※ 車検有効期限が過ぎている場合は自動車検査証(原本)が必要です。

2 構造変更をした旨を証する書類(図面又は写真※)

※ 車両の前後各1枚(ナンバープレートを確認することができること。)及び車両内部の構造変更を確認することができるもの1枚(計3枚)

に改め、同様式を別記第65号の5

様式とする。

別記第65号の12様式から別記第65号の14様式までを削る。

別記第66号様式中「(第58条の3の4関係)」を「(第58条の3の5関係)」に改め、「の種別割」を削る。

別記第67号様式中「(第58条の3の7関係)」を「(第58条の4関係)」に改め、「の種別割」を削る。

別記第68号様式及び別記第69号様式を次のように改める。

第68号様式及び第69号様式 削除

(京都府組織規程の一部改正)

第2条 京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

第75条第1項管理課の項第17号及び第2項課税課の項第1号から第4号までの規定中「の種別割」を削り、同項中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とする。

(特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則(平成15年京都府規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別記第4号様式及び別記第5号様式を削る。

(合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例第4条に規定する規則で定める様式を定める規則の一部改正)

第4条 合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例第4条に規定する規則で定める様式を定める規則(平成26年京都府規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例第4条に規定する規則で定める様式を定める規則

第1項中「合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」を「合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に改める。

別記第1号様式中 「自動車税の種別割証紙」を「自動車税証紙」に改める。
(Automobile Tax(Category Base) Stamp) (Automobile Tax Stamp)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



京都府規則第21号

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「よる」の右に「ほか、次項に定めるところによる」を加え、同条に次の1項を加える。

2 この規則において「保護者等」とは、条例第3条第1項に規定する者（以下この項において「生徒等」という。）が未成年者である場合にあっては当該生徒等の親権者又は未成年後見人をいい、生徒等が20歳未満の成年者である場合にあっては当該生徒等又はその生計を維持する者をいい、生徒等が20歳以上の成年者である場合にあっては当該生徒等をいう。

第5条第1項第2号中「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）」を削る。

第15条第1項第1号中「専門課程」の右に「及び専攻科」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

京都府訓令第4号

本 庁
地方機関

京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令

京都府府税事務取扱規程（昭和30年京都府訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号を次のように改める。

(5) 自動車税 自動車税決定決議書（別記第5号様式）

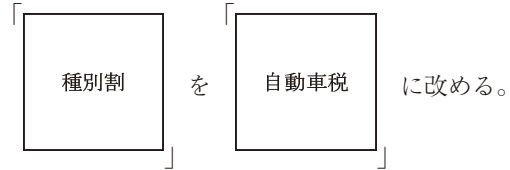
第8条第2項中「第10号まで」を「第9号まで」に改め、同項第8号及び同条第3項第8号を削り、同条第4項中「第63条の9第1項及び」、「又は修正申告書」及び「第63条の9第2項、」を削り、「第66条の3」を「第66条の4」に改め、同条第5項中「前各項に」を「第1項から第3項までに」に改める。

第22条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第29条第1項中「、第144条の29第1項若しくは第164条第2項」を「若しくは第144条の29第1項」に改め、同条第2項中「若しくは第164条第4項」を削る。

別表25環境性能割の項及び種別割の項を削る。

別記第5号様式中「の種別割」を削り、



別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

別記第48号様式及び別記第49号様式を次のように改める。

第48号様式及び第49号様式 削除

別記第62号様式（その3）及び別記第63号様式（その4）を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の京都府府税事務取扱規程別記第5号様式、別記第13号様式及び別記第49号様式の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税については、なお従前の例による。